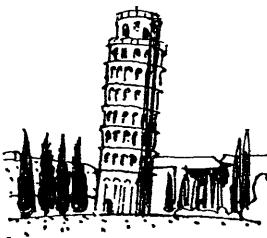


## 年金へのかけ橋

Vincenzo Ronzolani (イタリア)



本稿には、最近制定された新年金法に関する記述と解説が示されている。

昨年春の選挙前に、新しい法律が議会を通過し、その法律は年金に関する重要な改正が規定されており、この修正には資格取得条件と最低支給率について重要な改革が含まれていた。新しい方式のうち、若干の方式は世論によって広く承認されたが、経済的な理由と基本原則に基づく制約を含む他の方式は、要求された権利を奪われた人びとの間に、不満をいたかせてしまった。新法は現行年金制度の支給率を10%引き上げる。新しい年金制度は漸進的に採用されるが、その制度の支給率は、退職前3年間における平均賃金と関連

させられるであろう。当初の1968年5月1日から1970年12月31日までの期間については、年金の引上げが、上述した平均賃金の65%相当額になり、それ以後では、拠出の算出対象とされた収入を基礎とし、その80%までを目標として、段階的に引き上げられる。1968～70年の7年間には、より高い年金の実現から生ずる財源調達と、管理に要する不足財源をバランスさせるために、ある対策が講じられるであろう。この対策には、3年間に総額3,000億リラの政府補助と、収入の1.65%に相当する被用者拠出が含まれるであろう。しかし、年金年齢後も雇用を継続する者に認められた将来の長期勤続年金の支給を廃止することにより、制度内における健全な経済が維

持され、また、そのような年金がすでに支給されている場合には、それらの年金を月額15,600リラの最高額まで引き下げられるであろう。なお、収入に関連づけられた補足的給付を含む扶養家族への補足的年金の算出は、今後認められないであろう。

2つの明確な特徴、つまり、ただちに実施される10%の引上げと、過去の収入に年金を関連づける所得との結びつきは、明らかに次の2つの傾向を一本にまとめていることである。つまり、1つは、最低支給額で保証された引上げで、もう1つは利用可能なすべての財源を、収入に対する年金の比率に示される実質的改善と結びつけることである。もし、後者の基本原則だけが適用されるならば、現行年金制度に実現される最も控え目な引上げさえ、妨げられてしまうであろう。もし、将来の方が現在よりもより以上に重要なならば、将来における生計維持に必要なニードと、将来の年金がより以上に密接に同調させられるべきであるという要求に、優先権が与えられるべきであろう。しかし、1968～70年

の間においてすら、新しい年金受給者に対して評価に耐え得る経済的な給付を含む年金額は、収入に対する年金の比率が、恐らく65%以上となるであろう。管理を強化し、かつ年金をその機能とよりうまく合致させるために、政府は経済的な根拠により、年金年齢後にも雇用を継続する年金受給者に対する長期勤続年金の廃止と、最高給付額引下げを、正当なものと判断した。これらの改正は便宜上の理由もあるが、しかし、基本原則からの意味も含まれている。年金は、その性格からして、収入の代替であり、また、年金の仕組のなかで申請に対する技術的な資格取得は、もはや収入の源泉ではないし、しかも、それ故に報酬を支払われた活動は、中断されてしまったということである。

利用可能な財源のますます広く、しかも、より合理的な分配は、強制的な一般的社会保険に対して、大幅な経済性を実現するであろう。政府補助の3,000億リラと、1968年8月1日から支払われる賃金1.65%の追加的拡大は、約8,870億リラの追加所得となり、それらの所得は、新年金制度の支給率から生

ずる超過支出をカバーすることを可能とするべきである。1970年末では、この超過支出は、約7,280億リラになるものと思われ、その内訳は、被用者に対する4,590億リラと自営業者に対する930億リラで、これらの合計は5,520億リラとなる（これらの数字は、支給率に対する10%の引上げだけを関連させ、算出し

たものである）。この支出合計に対して、新稼得関連方式から生ずる当然な増加分が加えられるべきで、それは3年間に1,760億リラとなる。

A Bridge for Pensions, "Un ponte per le pensioni", EXIPER, No. 2, 1968, pp. 9-19; No. 126, '68.

## 農業労働者の社会保障

Trubko Tanev (ブルガリア)



本稿には、ブルガリアの農業労働者と集団農場構成員に対する社会保障が示されている。

農業労働者は、社会保障に関する法律の一般的な規定でカバーされており、工業、商業などで就労する他の全労働者と同一の給付を受給する。集団農場の構成員は特殊な法律で

カバーされ、その法律により、老齢・廃疾・遺族給付に対する受給資格を取得する。特殊な法律によるその制度は、集団農場の構成員、すなわち、集団農場に所属する16歳以上の市民をカバー、集団農場で労働に従事する14歳から16歳までの若年労働者は、労働能力を喪失した場合においてのみ、制度でカバーされる。老齢年金は、農業における25年以上